

第 2 回会合における試験通信に関する議論の内容の整理

論点	考え方
小包郵便の中にも対面配達でないものがあるので、試験通信を通常郵便だけに限ることはないのではないか。国が自ら行わないとしても、公社に対して試験通信を行うよう指導することも考えられるのではないか。	競争分野と非競争分野とで分けて考えた場合、国が自ら試験通信を行うのは非競争分野を優先すべき。
試験通信の実施時期を 1 2 月中旬から下旬に限定すると、データとしては不十分ではないか。	試験通信の総通数は、主として予算上の制約から決定されることになるが、その範囲内で、モニタリングに最も効果的な時期を選択して実施すべき。 (可能であれば複数回実施することも考えられる)
書留・配達証明のような郵便物は、内容的にも重要である場合が多いので、そういった郵便物についても試験通信の対象とすべきではないか。	書留・内容証明のような郵便は記録扱いであり、試験通信を実施しなくても送達日数を把握することは可能。不在の場合のトラブル等については試験通信とは別の形で調査していくことも考えられる。
郵政公社による試験通信の対象郵便物については、重ねて国が試験通信を行う必要はないのではないか。	第 1 種郵便物は、郵便物の太宗を占めるものであり、また、無記録扱いであることから、国が自ら検証をしていくべき。